

自死遺族支援団体に対する補助金等交付要綱

平成 27 年 4 月 1 日 保健福祉局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、自死遺族を支援する団体が実施する事業に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象団体)

第 2 条 補助事業等の対象となるものは、次の各号に定めるすべての要件に該当する団体とする。

- (1) 代表者を設け、企画した活動を終了まで責任を持って遂行できる民間団体であり、かつ神戸市に活動拠点を設けていること（法人格の有無は問わない）
- (2) 自死遺族支援を目的に活動している団体であること
- (3) 公共団体、公共的団体、営利企業でないこと

(対象事業)

第 3 条 補助事業等の対象となるものは、第 2 条に規定する団体が実施する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自死遺族が集まって体験を語り合う「分かち合いの場」の開催
- (2) 分かち合いの場を適切に進行する者（ファシリテーター）の養成
- (3) 自死遺族等を対象とし、自殺予防に繋がり、かつ営利を目的としない事業（講演会、研修会、電話相談会など）

(対象経費)

第 4 条 補助事業等の対象となる経費は、補助事業者等が当該年度内に実施する事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第 3 条第 1 号のうち、会場使用料、資料作成費、その他市長が認めるもの
- (2) 第 3 条第 2 号のうち、外部講師等謝礼および交通費、会場使用料、資料作成費、その他市長が認めるもの
- (3) 第 3 条第 3 号のうち、外部講師等謝礼および交通費、会場使用料、資料作成費、広報関係費、その他市長が認めるもの

(補助金等の額)

第 5 条 補助金等の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。

- (1) 第 3 条第 1 号および第 2 号 1 件につき 10 万円
- (2) 第 3 条第 3 号 1 件につき 25 万円

(交付申請)

第 6 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲

げる書類を当該補助事業等を実施しようとする年度の5月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

（交付の決定）

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは次に掲げる書類により申請後1か月以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項および第2項の決定をする場合において、市長は専門家から意見を聴取することができる。

（補助事業等の変更等）

第8条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者等に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、7日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書

（交付額の確定）

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 補助金額等確定通知書（様式第9号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 11 条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書（様式第 10 号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

ただし、第 6 条に掲げる補助金等交付申請書（様式第 1 号）に振込先の口座情報が記載されている場合は、本項に定める補助金等請求書（様式第 10 号）の提出を省略することができる。

2 前項の請求があったとき、または第 10 条における交付額が確定し、かつ前項ただし書きによるときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、すでに補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(その他)

第 13 条 市長は、前条の報告書の他、必要があると認められたときは団体に対し報告を求め、又は所属職員に補助金の執行状況等について調査を行わせることができる。

(施行の細目)

第 14 条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。